

## 保育所及び地域型保育事業の設備等基準

	認可保育所	小規模保育事業A型	事業所内保育事業	家庭的保育事業
1 設置者（事業者）の基準				
設置者の要件 (社会福祉法人及び 学校法人を除く)	○施設・事業を行うために必要な経済的基礎を有すること			
	<p>以下の要件をいずれも満たすこと。</p> <p>(1) 原則として、設置者が保育所の経営を行うために直接必要なすべての物件について所有権を有しているか、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けているか、札幌市私立保育所設置認可等要綱第11条に定める要件を満たすこと。</p> <p>(2) 設置者が、保育所の年間事業費の12分の1以上に相当する額を、安定的な形態で保有していること。</p> <p>(3) 直近の会計年度において、設置者の全体の財務内容について、3年以上連続して損失を計上していないこと。</p>	<p>以下の要件をいずれも満たすこと。</p> <p>(1) 直近の会計年度において、地域型保育事業を経営する事業以外の事業含む当該地域型保育事業を行おうとする者全体の財務内容について、3年以上連続して損失を計上していないこと。</p> <p>(2) 債務超過の状態にないこと。</p> <p>(3) 地域型保育事業を経営する事業に要するものと市長が認める費用の12分の1に相当する額を安定的な形態で保有していること。</p> <p>(4) 不動産の貸与を受けて地域型保育事業を行う場合は、(3)の金額とは別に地域型保育事業所等の年間賃借料に相当する額を安定的な形態で保有していること。</p>		

○施設（事業）の実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること。

施設・事業の区分に応じて定められる要件を満たすこと。

< 保育所 >

以下の（１）及び（２）のいずれにも該当するか、（３）に該当すること。

< 小規模保育事業 >

以下の（１）及び（２）のいずれにも該当するか、（３）に該当すること（ただし、利用定員を10人以上とする場合は、必ず（２）も該当すること。）。

< 事業所内保育事業・家庭的保育事業 >

以下の（１）又は（３）に該当すること。

（１）実務を担当する幹部職員（地域型保育事業においては保育士資格を有する者）が、保育所等において2年以上勤務した経験を有する者であるか、もしくはこれと同等以上の能力を有すると認められるものであるか、又は経営担当役員に社会福祉事業について知識経験を有する者を含むこと。

（２）社会福祉事業について知識経験を有する者、保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。以下同じ。）及び実務を担当する幹部職員を含む運営委員会を設置すること。

（３）経営者に、保育サービスの利用者及び実務を担当する幹部職員を含むこと。

○施設（事業）の経営者（事業者）が社会的信望を有すること。

類型	認可保育所	小規模保育事業A型	事業所内保育事業	家庭的保育事業
2 定員の基準				
利用定員	20人以上	6人～19人	全体の定員数に応じた地域枠に係る利用定員を設定する必要あり	1人～5人
3 設備の基準				
保育室等	設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【0・1歳児】乳児室又はほふく室</li> <li>・【2歳以上児】保育室又は遊戯室</li> <li>・調理設備（認可保育所及び定員が20人以上の事業所内保育事業については<b>調理室</b>）</li> <li>・便所</li> <li>・医務室（認可保育所及び定員が20人以上の事業所内保育事業に限る。）</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児の保育を行う専用の部屋</li> <li>・調理設備</li> <li>・便所</li> </ul>
	面積	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【0・1歳児】 3.3㎡／人</li> <li>・【2歳以上児】 1.98㎡／人</li> </ul>		9.9㎡以上 ※利用乳幼児が4人以上のときは、9.9㎡に4人目以降1人につき+3.3㎡
屋外遊戯場	設備	屋外遊戯場 ※市長が特に特に認めた場合に限り、近隣の都市公園をこれらに代えることができる。		遊戯等に適した広さの庭
	面積	2歳以上児1人当たり3.3㎡		
耐火等	保育室等を2階以上に設置する場合 【耐火】耐火建築物又は準耐火建築物（認可保育所は準耐火口構造は不可）であること 【避難設備】保育室等を設置する階数に応じて必要な施設又は設備の基準あり			火災報知器及び消火器を設置、消火訓練及び避難訓練を定期的実施

類型	認可保育所	小規模保育事業A型	事業所内保育事業	家庭的保育事業	
4 運営の基準					
保育 従事者	資格	全員保育士		定員20人以上：全員保育士 定員19人以下：保育士＋保育 従事者（注1）※2/3以上が保育士	家庭的保育者（注2）＋家庭的 保育補助者（注3）
	配置 割合	【0歳児】3:1 【1・2歳児】6:1 【3歳児】20:1 【4・5歳児】30:1 ※一つの施設につき2人を下回ることはできない（認可保育所、定員20人以上の事業所内保育事業）。 ※上記に加え、1名追加配置する必要あり（小規模保育事業A型、定員19人以下の事業所内保育事業）。 ※保健師、看護師又は准看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる			【0～2歳児】3:1 ※補助者を置く場合5:2
給食	給食	原則、自園調理			
	設備	調理設備（認可保育所及び定員が20名以上の事業所内保育事業については、 <b>調理室</b> ） ※連携施設等からの搬入の場合においても、加熱、保存等の調理機能を有する設備が必要			
	職員	調理員※調理業務を委託する場合（ただし、この場合、栄養士又は管理栄養士の配置が必要）及び連携施設等からの搬入の場合は不要			
5 連携施設（認可保育所、幼稚園又は認定こども園のみ連携先となれる）					
連携の内容	卒園後の受け皿 ※受入年齢を限定する場合	①保育内容の支援 ②代替保育の提供 ③卒園後の受け皿 ※定員20名以上の事業所内保育事業については、①②は不要			
連携施設の確保	上記の役割を担う連携施設の確保 が必要※経過措置なし	上記の役割を担う連携施設の確保が必要 ※①③について一定の経過措置あり			

（注1）市長（が指定する都道府県知事その他の機関）が行う研修を修了した者

（注2）市長（が指定する都道府県知事その他の機関）が行う研修を修了した保育士

（注3）市長（が指定する都道府県知事その他の機関）が行う研修を修了した者であって、家庭的保育者を補助する者